

## 江南市国民健康保険税条例の一部改正の反対討論 みわ陽子議員

この条例の一部改正は国の方針として、「負担能力に応じた負担」を掲げ、後期高齢者支援金分にかかる課税限度額を20万円から22万円に引き上げ、全体の課税限度額を102万円から104万円に引き上げることを中心とした条例改正です。

条例の中には低所得世帯の保険税軽減基準を拡大して改善する部分もあります。

しかし、課税限度額の104万円への引き上げについては高額所得者は国保税をたくさん払うべきと言っても、この課税限度額の上がり方は異常です。

平成20年度に65万円だったものが、平成24年度には70万円、平成28年度には82万円そして令和3年度に99万円となり、令和5年度には100万円を超えて104万円です。15年で1.6倍になっています。

ここ20年以上働く人の実質賃金は上がっていません。自営業者なども所得がそれほどのびているところはありません。小学生2人で4人家族のモデルケースでも最高限度額となる所得は870万円ほどでそれほど裕福とは言えないのに、国保税だけで所得の12%は重すぎます。他にも所得税や市、県民税などの支払いもあります。

特に国保が県単位化する前は地方税法の限度額にくらべて3万円から5万円ほど低くおさえ、組合健保や協会けんぽとの差に配慮し、値上げを抑えていたのが、県単位化の平成30年度からはずっと法定限度額と同額となっています。

そもそも、組合健保や協会けんぽでは事業者が半分払っているので、本人の負担が少なくてすみませんが、国民健康保険では国が医療費総額の約4分の1しか負担せず、さらに健保などにはない人头税ともいえる1人いくらとかかる均等割があることで、負担が他の健康保険に比べてずっと重くなっています。

この国保税の在り方の見直しが必要です。就学前の子どもの均等割は半額となりましたが、18歳以下のすべての子どもの均等割をゼロにすることや、全国市長会も要望しているように、国が1兆円の財源を出して、国保の住民負担を減らすことこそ行うべきです。

よって、国民健康保険税の負担をさらに重くする今回の条例改正には反対です。